

事務連絡

令和6年1月23日

県内医療機関 御中

石川県健康福祉部
少子化対策監室子育て支援課
障害保健福祉課

令和6年能登半島地震の被災者が子ども医療費等助成事業の受給者証を提示できない場合の対応について

市町が行う子ども医療費、ひとり親医療費及び心身障害者医療費（以下「子ども医療費等」という。）の助成対象者が、令和6年能登半島地震に係る災害の被災に伴い、子ども医療費等助成事業の受給者証を提示できない場合は、受給者番号（7桁）を住所地市町に確認することで、現物給付の対象とすることが可能です。

なお、受給者証を提示できない場合に、当該対象者が一部負担金等の免除の取り扱いとなる保険者の被保険者（下記参考通知参照）である場合には、一部負担金の免除で対応するなど、被災者の方に配慮し、柔軟にご対応くださいますようお願い申し上げます。

(参考)

- 「令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和6年1月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06756.html

- 「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」（令和6年1月12日厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37331.html

(事務担当)

石川県健康福祉部
少子化対策監室子育て支援課
（子ども医療費）076-225-1424
（ひとり親医療費）076-225-1421
障害保健福祉課
（心身障害者医療）076-225-1427